

あいち産業DX推進コンソーシアム 会員間交流プラットフォーム提供・活用促進業務仕様書

1 委託業務名

あいち産業DX推進コンソーシアム 会員間交流プラットフォーム提供・活用促進業務委託

2 業務の目的

公益財団法人あいち産業振興機構（以下「委託者」という。）が運営するあいち産業DX推進コンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）から会員事業者への情報提供および、会員事業者の自発的な情報発信や会員同士の情報共有を促進するため、デジタルプラットフォームを活用した情報発信基盤を整備するとともに、会員間の交流やコンソーシアムの更なる活性化に向けた運用を支援することを目的とする。

3 背景

あいち産業DX推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は、県内企業がデジタルトランスフォーメーションへの理解を深め実践することを促すために、産学金融行政が一体となって連携し施策を展開することを目的として令和3年11月に設立された共同事業体である。

コンソーシアムは設立以来、その目的に対し多くの事業者から賛同を得られたことにより組織規模を着実に拡大させており、2025年12月31日時点での会員数は1,000団体を超えている。

一方で、これまでのコンソーシアムの取組は非会員であっても参加・応募が可能なものが中心となっており、会員に向けたコンテンツの提供や、会員から挙げられた個別具体的な課題への対応が十分にできていなかった。

こうした実情を鑑み、新たに会員間交流プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を導入することで、会員向けコンテンツの拡充および会員間の連携強化を促進し、コンソーシアムの更なる活性化を図る必要がある。

4 業務内容

- (1) プラットフォームの提供
- (2) プラットフォームの導入・運用支援
- (3) コンソーシアムの活性化に関する支援

5 委託業務

- (1) プラットフォームの提供

受託者は、コンソーシアム会員向けに、以下の機能を備えた情報共有プラットフォームを提供する。なお、プラットフォームは委託者が主体的に情報更新および運用を行うことができる設計とすること。

- ① 全会員に対して個別のアカウントを発行できる機能（最低必要アカウント数：1,300アカウント）

- ② 事務局から会員へ情報を一元的に発信できる機能
- ③ 会員が他の会員に向けて情報を発信できる機能
- ④ 会員が他の会員に向けて情報を発信する際、事前に事務局が内容を精査し、承認できる機能
- ⑤ 会員が他の会員の情報を閲覧できる機能
- ⑥ イベント案内、補助金・施策情報、D X事例等を蓄積・閲覧できる機能
- ⑦ 事務局が実施するイベント等に対する申込受付および、申込状況を確認できる機能
- ⑧ スマートフォン向けの専用アプリと Web ブラウザの双方から情報を閲覧できる機能
- ⑨ 事務局が会員のログイン状況や閲覧状況等を把握・集計できる機能
- ⑩ プラットフォームに投稿された情報（イベント案内、補助金・施策情報、D X事例等）の閲覧状況等を把握・集計できる機能

(2) プラットフォームの導入・運用支援

受託者は、プラットフォームの円滑な導入および安定的な運用を目的として、以下の支援を行うこと。

- ① コンソーシアムの運営方針や目的を踏まえたプラットフォーム設計
- ② コンテンツ構成、カテゴリ設計、投稿ルール等の整理
- ③ プラットフォームの基本的な操作説明（委託者向け）
- ④ プラットフォームへの登録方法に関するマニュアル・ガイダンス等の提供（会員向け）
- ⑤ プラットフォーム管理に関する操作説明（委託者向け）
- ⑥ プラットフォーム活用促進に向けた改善提案
- ⑦ コンソーシアム会員のプラットフォームへのログイン・情報登録促進施策に関する企画・実施
 - (ア) プラットフォーム登録案内資料の提供
 - (イ) イベント等によるプラットフォームへの登録促進活動の実施

(3) コンソーシアムの活性化に関する支援

受託者は、コンソーシアムの活性化を目的として、以下の事柄を行うこと。

- ① プラットフォームを活用した会員交流企画の立案
- ② 対面イベントの企画・実施（のべ4回以上）

6 管理責任者の選定及び報告義務

受託者は従事者の中から業務を統括する管理責任者を1名選定し、委託者に届け出ること。

7 業務改善指示

委託者は、受託者から提出された報告内容を精査し、進捗状況が不十分であると判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

8 個人情報保護及び情報セキュリティ

本委託業務の履行に際して知り得た業務上の機密、個人情報、取引先の情報その他本委託業務の履行にあたって知りえた情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に使用し、または持ち出してはならない。なお、本委託業務終了後においても同様とする。

また、情報セキュリティの観点から、受託者は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001）の認証を取得していること。

9 関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負うこと。

10 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議し、決定する。